

令和4年度 冬季誘客事業委託業務 企画提案（プロポーザル）方式事業者選定要領

1 趣旨

本要領は県内スキー場等との共同で実施する事業である冬季誘客事業委託業務をより良く推進するため、企画提案（プロポーザル）方式により優れた提案と判断された事業者を選定するために必要事項を定めたものである。

2 業務の名称

令和4年度 冬季誘客事業委託業務

3 業務の内容

別紙の仕様書に基づくもの

4 企画提案内容の要件

(1) 方針について

全体イメージ・コンセプト等を示すこと。

(2) 専用ウェブページについて

① 全体イメージ・コンセプト等を示すこと。

② 構成内容を示すこと。

(3) 対象県内スキー場への誘客に繋がる自由提案について

① 全体イメージ・コンセプト等を示すこと。

② ターゲットとその理由を示すこと。

③ 規格・数量を示すこと。

④ 想定実績数を示すこと。

⑤ 結果分析を図るための手法を示すこと。

⑥ 事業の運営体制を示すこと。

※1 県制150年記念に関連した取り組みを盛り込むこと。

※2 対象県内スキー場については仕様書3に記載

(4) みやぎ雪遊館（Facebook・Instagram）との連携もしくは活用を図ること。

(5) 業務全般及び宣伝展開スケジュールを示すこと。

(6) コロナ禍に配慮したものとする事。

(7) ウィンタースポーツ関連の企業・団体からの協力または協賛等を受ける内容を含む提案が望ましいもの。なお、協賛金等の収入先は宮城県観光連盟とし、収入分については契約変更により当初委託金額に加算するもの。

(8) 本事業とは別途に下記を実施します。企画提案の一つとして組み込むことは可能だが、経費には含まないこと。

・河北ウィークリー11月末発行によるスキー場開きの情報発信（1頁のタイアップ企画）

・発注者が行うデジタル広告（Yahoo リスティング/ディスプレイ、Google リスティング、SNS 広告）

予算総額：約1,600,000円

5 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日(金)まで

6 予定価格

3,000,000円(消費税及び地方消費税含む)

7 応募資格

次に掲げる要件(以下「参加資格」という。)を全て満たす者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で応募するものとし、契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 本業務を円滑に処理することができる安定的かつ健全な財政能力を有している法人格を持つ事業者であること。
- (2) 過去約3年以内(2019年1月1日~2022年11月30日の間)の類似業務の実績があること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)に該当しない者であること。
- (7) 単独で企画提案した応募者は、共同提案の構成員となることはできない。

8 スケジュール(予定)

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和4年 9月 5日(月) |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和4年 9月12日(月) |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和4年 9月15日(木) |
| (4) 企画提案の参加申込期限 | 令和4年 9月20日(火) |
| (5) 企画提案書等の提出締切日 | 令和4年 9月27日(火) |
| (6) 企画提案書の書類選考(応募者多数の場合事前の書面審査を予定) | 令和4年10月上旬 |
| (7) 企画提案書のプレゼンテーションの実施(予定) | 令和4年10月12日(水) |
| (8) 選定業者の発表(予定) | 令和4年10月中旬 |
| (9) 業務委託契約の締結 | 令和4年10月中旬 |

9 応募手続

- (1) 企画提案書作成等に関する質問の受付

① 受付期限 令和4年9月12日(月)午後5時(必着)

- ② 質問方法 指定様式（別紙 様式3）により電子メールで行うこと。
 - ③ 電子メールアドレスは下記のとおりとする。
info@miyagi-kankou.or.jp（公社）宮城県観光連盟 担当：吉野
 - ④ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- (2) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限
- ① 回答期限 令和4年9月15日（木）までに当連盟ホームページに掲載する。
 - ② 当連盟ホームページ 宮城まると探訪：<https://www.miyagi-kankou.or.jp/>
 - ③ 質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しないこともある。
- (3) 企画提案への参加申込
- ① 提出書類
 - イ 企画提案参加申込書（別紙 様式1） 1部
 - ロ 宣誓書（別紙 様式2） 1部
 - ② 提出期限 令和4年9月20日（火）午後5時（必着）
 - ③ 提出方法 持参又は郵送等
 - ④ 提出先 本要領「14. 問い合わせ先」と同様
- (4) 企画提出書等の提出
- ① 提出書類
 - イ 企画提案書（任意様式 A4版 枚数指定なし） 15部
 - ロ 過去約3年以内の類似業務の実績一覧 15部
 - ハ 見積書 1通 ※各業務、宣伝媒体毎の金額・数量の内訳を記載してください
 - ② 提出期限 令和4年9月27日（火）午後5時（必着）
 - ③ 提出方法 持参又は郵送等
 - ④ 提出先 本要領「14. 問い合わせ先」と同様

10 業務委託候補者の選考

(1) 選考方法

当連盟が設置する選定委員会において「11. 審査項目」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査を行い、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。

(2) 選考

- ① 実施日 令和4年10月12日（水）予定
- ② 実施会場 宮城県庁内（仙台市青葉区本町三丁目8番1号） ※別途通知にて案内する。
- ③ 実施方法
 - イ 出席者は1提案につき3名以内とする。
 - ロ 1応募者あたりの持ち時間は20分以内（説明15分以内、質疑応答5分以内）とし、当連盟が指示した時間から順次、個別に行うものとする。事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
 - ハ プロジェクターなどの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合は、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。
- ④ 応募者多数の場合の取扱い

応募者が5者以上となった場合には、事前に提出された企画提案書による書面審査を実施、上位4者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。

なお、書面審査における選考方法は「1.1. 審査項目」に基づき、提出書類により審査を行い、優れていると判断された4者を選定するものとする。

(3) 選考結果の通知

審査終了後は、速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

(4) その他

審査内容および選定結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

1.1 審査項目

(1) 全体イメージ・コンセプトに対する評価

(2) 自由提案（企画内容）に対する評価

(3) 自由提案（結果分析方法）に対する評価

(4) 企業・団体からの協力体制及び事業拡充に対する評価

(5) 実効性のある運営体制であるかに対する評価

1.2 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受託者の決定

選考委員会において決定した受託候補者を優先交渉者とし、随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

(2) 契約書の作成

（公社）宮城県観光連盟と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払い条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、（公社）宮城県観光連盟と受託者の協議により、必要に応じて追加、変更または削除を行うことがある。

1.3 その他

(1) 提出された企画提案書等提出書類は、原則として返却しないもの。

(2) 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めないもの。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て（公社）宮城県観光連盟に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画提案（プロポーザル）方式による実施を延期または取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次（公社）宮城県観光連盟と協議することとする。

1 4 問合せ先

公益社団法人宮城県観光連盟 佐藤 吉野

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 14階

宮城県経済商工観光部観光プロモーション推進室内

TEL 022-221-1864 FAX 022-211-2829 e-mail info@miyagi-kankou.or.jp